

答申 情第59号

平成30年10月3日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分及び公文書非公開（不存在）決定処分
に関する諮問について（答申）

平成29年12月19日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事
案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年7月14日付け生衛第18号による一部公開決定（以下「本件一部公開決定」という。）については妥当であり、同19号による非公開（不存在）決定（以下「本件非公開決定」という。）については、「立入検査の記録」を対象公文書として、改めて公開、非公開の決定を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成29年7月2日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の内容について公文書の公開請求を行った。
 - ア 相模原市内で飼われている特定動物の現在までの届出書
 - イ 摘発したすべての報告書
 - ウ なぜドンドン摘発して駆除しないのかの見解の分かる書類
- (2) 実施機関は、アの公開請求に対して、「特定動物飼養・保管数増減届出書」2件を公開請求に係る公文書と特定し、このうち、届出者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、許可番号、増加・減少した理由、特定動物に係る情報のうち識別番号は個人に関する情報であるため、条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開として、平成29年7月14日付けで、審査請求人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3) 実施機関は、イ、ウの公開請求に対して、いずれも作成又は取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため、平成29年7月14日付けで、審査請求人に公文書非公開（不存在）決定通知書を送付した。
- (4) 平成29年10月10日付けで、審査請求人は、本件一部公開決定及び本件非公開決定を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、平成29年12月19日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

「相模原市内で飼われている特定動物の現在までの届出書」が2件だけとは考えられない。情報の隠蔽か職務怠慢である。相模原市には数千の届け出をすべき動物がいると考えられる。

また、「摘発したすべての報告書」及び「なぜドンドン摘発して駆除しないのかの見解の分かる書類」が存在しないはずはなく、数千の届け出をすべき

動物がいるのに調査も何もしないのはおかしい。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1)「ア 相模原市内で飼われている特定動物の現在までの届出書」の公開請求に対する公開決定（一部公開）について

「相模原市内で飼われている特定動物の現在までの届出書」について、特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号の規定に基づく、「特定動物飼養・保管数増減届出書」を対象公文書として特定した。

このうち、届出者の氏名、郵便番号、住所、電話番号、許可番号、増加・減少した理由、特定動物に係る情報のうち識別番号は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当するとの理由で非公開とした。

審査請求人は2件だけとは考えられないと主張しているが、本件審査請求を受けて、改めて対象文書の存否を確認したが、対象となる公文書は他に存在しなかった。

- (2)「イ 摘発したすべての報告書」及び「ウ なぜドンドン摘発して駆除しないのかの見解の分かる書類」の公開請求に対する非公開（不存在）決定について

公開請求の対象となった公文書は、特定動物に関し摘発したすべての報告書及び摘発して駆除しないことの見解のわかる書類である。

特定動物の飼養又は保管の許可は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）第26条第1項に基づき、飼養又は保管を行おうとする者が、特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事（動物愛護法第10条第1項の規定による指定都市の長）の許可を受けなければならないと規定されている。

対象となった公文書は、無許可で特定動物を飼養又は保管していたことに係る調査及び告発を行った事例がないことから、作成又は取得しておらず存在しない。

なお、本件審査請求を受けて、改めて対象文書の存否を確認したが、対象となる公文書は存在しなかった。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、以下のとおりである。

ア 相模原市内で飼われている特定動物の現在までの届出書

イ 摘発したすべての報告書

ウ なぜドンドン摘発して駆除しないのかの見解の分かる書類

このうち、アについて実施機関が公開（一部公開）した公文書は「特定動物飼養・保管数増減届出書」2件であるが、審査請求人は、2件のみであるはずがないと主張しており、非公開部分の公開は求めている。

また、イ、ウについては、実施機関が非公開（不存在）としている。

(2) 「特定動物飼養・保管数増減届出書」について

実施機関は、公開した「特定動物飼養・保管数増減届出書」は2件のみで、審査請求を受けて、改めて対象文書の存否を確認したが、対象となる公文書は他に存在しなかったと説明している。

審査請求人は「数千の届け出をすべき動物がいると考えられる」と主張しているが、実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

(3) 「イ 摘発したすべての報告書」及び「ウ なぜドンドン摘発して駆除しないのかの見解の分かる書類」の公開請求について

実施機関は、公開請求の対象となった公文書は、特定動物に関し摘発したすべての報告書及び摘発して駆除しないことの見解のわかる書類であり、無許可で特定動物を飼養又は保管していたことに係る調査及び告発を行った事例がないことから、作成又は取得しておらず存在しないと説明している。

また、請求内容の「摘発」の意味について、当審査会が審査請求人の意見陳述において確認したところでは、審査請求人は広く一般的な意味で使用したと主張しており、実施機関が解釈した、捜査機関の「摘発」や捜査機関への「告発」といった意味だけではなく、公的機関が法的権限により調査・検査することも含むものと解釈するのが相当である。

そこで、当審査会が、法的権限により調査・検査した文書の有無を確認したところ、動物愛護法第33条による立入検査について記録されている文書の存在を確認した。当該文書は、本件公開請求「イ 摘発したすべての報告書」に含まれると考えるのが妥当であり、実施機関は、当該文書を公開請求の対象公文書として特定し、調査の上、更に本件公開請求対象公文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて、公開、非公開等の決定をすべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼす

ものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件一部公開決定については妥当であると判断し、本件非公開決定については、「立入検査の記録」を対象公文書として特定し、改めて公開、非公開の決定を行うべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月19日	実施機関からの諮問
平成30年 7月 4日	審議 実施機関からの意見聴取
7月25日	審議 審査請求人の意見陳述
9月26日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州